

起案用紙（委員会記録伺）

(1号)

議長	副議長	委員長	事務局長	局長補佐	係長	担当	文書取扱主任
起案日	令和6年4月9日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決裁日	令和6年4月11日			保存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	6四議 第155号			公開	非公開理由		
分類番号	04-02-03			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開（ 公開）	四万十市情報公開条例第9条に該当（ ）		
簿冊番号	04-05						
委員会名	教育民生常任委員会			会議年月日	令和6年3月15日（金）		
				会議時間	12時59分～14時05分		
出席委員	委員長	川 渕 誠 司		委員	大 西 友 亮		
	副委員長	広 瀬 正 明		委員	上 岡 真 一		
	委員	平 野 正		委員	澤良宜 由 美		
その他	委員外議員	寺 尾 真 吾		委員外議員	前 田 和 哉		
	委員外議員	川 村 真 生		委員外議員			
執行部出席者	市民・人権課長	加 用 拓 也		子育て支援課長補佐	濱 田 英 利		
	市民・人権課 人権啓発センター館長	尾 崎 志 乃		子育て支援課支援係長	竹 内 美 和		
	市民・人権課 国保係長	白 土 博 子		生涯学習課長	戸 田 裕 介		
	健康推進課長	竹 本 美 佳		生涯学習課長補佐	安 岡 栄 治		
	健康推進課長補佐	齋 藤 慎 一		学校教育課長	山 崎 寿 幸		
	高齢者支援課長	武 内 俊 治		学校教育課長補佐	稲 田 智 洋		
	市民病院事務局長	原 憲 一		学校教育課総務係長	浦 田 真 輝		
	市民病院事務局次長	伊 勢 脇 正 大		福祉事務所長	渡 辺 和 博		
子育て支援課長	中 脇 弘 樹		福祉事務所 社会福祉係長	井 口 敦			
事務局	事務局長	西 澤 和 史					
	事務局長補佐	岡 村 む つ み					
記 録							
<p>令和6年3月定例会で付託された議案16件の審査のため、委員会を開催しました。また、福祉事務所より、報告事項が2件ありました。</p> <p>概要については、以下のとおりです。</p>							

■委員長挨拶により開会。

●まず、「第25号議案 四万十市国民健康保険条例の一部を改正する条例」について、審査を行った。

【説明：加用市民・人権課長】

現在、令和12年度の保険料水準統一を目指した協議が進められており、被保険者の国保料・税負担の増加を抑制する必要があることから、葬祭費についても全市町村3万円で統一することとなった。本市においても、葬祭費の支給金額4万円を3万円とするため、所要の改正を行うもので、令和6年4月1日から施行することとしている。

【質疑：澤良宜委員】

今年度の件数は。

【答弁：加用市民・人権課長】

今年度の分はまだ集計を取っていないが、令和4年度の実績は49件で、例年50から60件程度で推移している。

【質疑：澤良宜委員】

他市町村でもしているか。金額は似たようなものか。

【答弁：加用市民・人権課長】

国民健康保険法に基づいて行うもので、どの市町村も支給している。金額については条例事項であるため、市町村それぞれで設定している。県内では、3万円が27市町村、4万円が3市町村、5万円が4市町村となっている。

※他に質疑なく終了。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●続いて、「第26号議案 四万十市立縫製共同作業場及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について審査を行った。

【説明：加用市民・人権課長】

四万十市立縫製共同作業場の使用料については、昭和59年4月の作業場増築以後、消費税の変動に合わせた改正のみを行ってきたところである。同作業場は、建築から40年以上経過しており、その使用料の算出方法を見直す必要があると判断した。現在の月額使用料19万6,900円を11万5,670円とするため、所要の改正を行うもので、令和6年4月1日から施行することとしている。

※質疑なく終了。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、「第27号議案 四万十市健康増進計画策定委員会条例の一部を改正する条例」について審査を行った。

【説明：竹本健康推進課長】

四万十市健康増進計画は令和6年度が第4期計画の改正となっているが、この改正において、市民の健康寿命の延伸に向けた施策を一体的に実施するため、四万十市歯と口の健康づくり基本計画及び四万十市自殺対策計画を集約した計画とする予定である。これに伴い、各計画の策定に関わる委員も集約し再編する予定であり、その再編にあたり委員数の上限の見直しを行うもの。また、前述の3つの計画と、既に健康増進計画に集約している食育基本計画の4つの計画を集約するにあたり、現行の健康増進計画の大幅な見直しを予定していることから、現在の計画期間を1年延長し、令和7年度末までとする。合わせて、基本計画となる国・県の健康づくりに関する計画が今年度改正され、計画期間がそれぞれ12年に延長されていることから、その計画目標年度との整合性を図るため、第4期健康増進計画の計画期間を、令和8年度から令和18年度までの11か年に延長する。

【質疑：廣瀬副委員長】

歯と口の健康づくりに関連して、小学校低学年で虫歯だらけの子どもがいるという話も聞くが、虫歯予防的などころで、年2回は歯医者に行くというような啓発等は考えていないか。

【答弁：竹本健康推進課長】

幼児健診の時から虫歯予防の話はしている。現在は、年1回は健診を受けようということと、保育所からのフッ素洗口に取り組んでおり、小学校にも、今、広げている。

【質疑：大西委員】

それぞれの計画で、委員数は何名だったか。

【答弁：竹本健康推進課長】

健康増進計画が10名、歯と口の健康づくり基本計画が10名、自殺対策連絡会が18名である。

【質疑：大西委員】

合計38名いたものが、13名になって足りるのか。

【答弁：竹本健康推進課長】

健康増進計画と歯と口の健康づくり基本計画で重複している委員が5名、健康増進計画と自殺対策連絡会で重複している委員が2名いる。自殺対策連絡会の18名の内、8名は庁内関係課長になっており、外部委員10名で調整して13名とし、それぞれの分野で足りると判断した。

【質疑：大西委員】

13名の内訳は。

【答弁：竹本健康推進課長】

健康増進計画の委員には、食育関係の団体から2名、産業関係の団体から2名、医療関係から2名、教育関係から2名、地域福祉関係から1名、高知県から1名、歯科関係から2名、公募委員1名という形にしている。

【質疑：澤良宜委員】

まとめることで、どのような効果を見据えているか。

【答弁：竹本健康推進課長】

計画の内容・取組が重なっている部分もあるが、担当している課や係が違う部分があり、その調整を図ることで一体的に取り組んでいくことができると考えている。

※質疑なく終了。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、「第28号議案 四万十市介護保険条例の一部を改正する条例」について審査を行った。

【説明：武内高齢者支援課長】

介護保険法の規定に基づき、令和6年度から令和8年度の3年間を1期とする、四万十市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画を策定した。本計画では、計画期間中における介護給付費等対象サービスの種類ごとの量や地域支援事業など、市が実施する事業ごとの量を見込んでおり、その上で介護保険事業に要する費用のうち、65歳以上の第1号被保険者が負担する介護保険料を算定している。

介護保険料は、現在、所得に応じ、9段階に分け保険料を算定しているが、国において、給付と負担に係る議論を行う中で、介護保険制度の持続可能性を確保するために、低所得者に配慮し、所得の多い段階をさらに細分化し、13段階にすることとされた。

介護保険料の算定方法は、国における令和6年度予算案では、令和6年度介護報酬改定率はプラスの1.59%とされ、これに基づき、計画期間中における介護給付費等対象サービスの種類ごとの量や、地域支援事業など、市が実施する事業ごとの量などを見込み、介護保険料の標準月額を算定したところ、月額6,322円となった。

なお、令和5年度末で約5億2,000万円の介護給付費準備基金の残高が見込まれることから、5億2,000万円のうち、1億6,170万円の取崩しを行い、月額5,900円の保険料に引き下げることとした。

現在は月額6,137円で、237円の減となる。介護保険料は、所得に応じ、9段階に分けて算定しているが、国において、介護保険制度の持続可能性を確保するため、低所得者に配慮し、所得の多い段階をさらに細分化し、13段階としたことなどから所要の改正を行うもの。

施行期日は、令和6年4月1日としている。

【質疑：大西委員】

上がる部分については、どのような形になっているか。

【答弁：武内高齢者支援課長】

これまでの9段階で一番上位であったものを更に細分化するものである。9段階の合計所得が320万円以上であったところを320万円から420万円、次の段階が420万円から520万円といった形で更に細

かく分けて、高所得者を細分化した。その方々の負担割合を、9段階が1.7倍、10段階が1.9倍、11段階が2.1倍、12段階が2.3倍、13段階が2.4倍という形で、所得の多い方の負担割合を増やすことで、低所得者の保険料を安くするというような形で国が設定している。今回の改正で介護保険料が大きく増額となるのは、市民のうちの2.3%となっている。

【質疑：大西委員】

9段階以上は、それぞれ100万円ずつ上がっていくという認識で良いか。

【答弁：武内高齢者支援課長】

100万円ずつで区切って、一番上の段階で720万円以上という形になる。

※他に質疑なく終了。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●続いて、「第29号議案 四万十市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例」、「第30号議案 四万十市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する条例」、「第31号議案 四万十市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例」及び「第32号議案 四万十市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例」について、審査を行った。

【説明：武内高齢者支援課長】

これら4つの条例は、市が指定権限を有する事業の基準等を定める条例であるが、令和6年度の介護保険制度改正に伴い、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が交付されたため、当該4つの条例について、所要の改正を行うもの。今回の改正では、省令を準用する形とし、省令と異なる部分のみ読み替え規定を設けるよう、各条例の全部改正を行うこととした。これにより、今後の条例改正に係る事務負担が軽減される上に、改正誤りが生じにくくなり、また、法令の解釈運用にあたっては、条例の確認が簡単に行うことができるようになり、省令の確認をしっかりと行うことでよくなるなど利便性も向上することとなる。なお、4条例とも、施行期日は令和6年4月1日からとなる。

【質疑：澤良宜委員】

4つに共通して、2年間を5年間に読み替えるとあるが、どういうことか。

【答弁：武内高齢者支援課長】

国は2年間としているところを、運用に沿って5年間として読み替えるということ。

※他に質疑なく終了。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、「第36号議案 四万十市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について審査を行った。

【説明：原市民病院事務局長】

市民病院の看護師に支給している看護職務手当は、診療報酬上の看護職員処遇改善評価料による収入を原資として支給しているが、看護職員処遇改善評価料の施設基準の要件として、その年度の看護職務手当により処遇改善を行った実績額が、診療報酬の評価料による収入を下回ってはならないことになっている。入院患者の大幅な増加や支給対象者である看護師の退職や休職等により、その収入が処遇改善の実績額を上回る場合があるが、厚生労働省は、毎年7月の施設基準の定期報告までに、その上回った額を処遇改善に充てることができれば、施設基準を満たすことになるとしていることから、その対応が可能となるよう所要の改正を行うもの。

【質疑：上岡委員】

1万2,000円の解釈は。

【答弁：原市民病院事務局長】

1万2,000円を上限に、年度内に1回のみということ。

※他に質疑なく終了。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、「第37号議案 四万十市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」について審査を行った。

【説明：中脇子育て支援課長】

子育て世代の負担軽減を図るため、乳幼児及び児童医療費助成制度の対象を、現行の15歳年度末から18歳年度末に拡大するもの。施行日は、国による児童手当制度の拡充開始日に合わせ、令和6年10月1日としている。

※質疑なく終了。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、「第38号議案 四万十市公民館等運営審議会条例の一部を改正する条例」について審査を行った。

【説明：戸田生涯学習課長】

四万十市立公民館及び四万十市立文化センターの、各種事業の企画及び運営について審議を行う同審議会について、本年度閉館する四万十市立文化センターを審議の対象施設から削除し、来年度開館する四万十市総合文化センターを審議の対象施設に追加するよう所要の改正を行うもの。

【質疑：大西委員】

公民館の文字は消さなくても問題ないか。

【答弁：戸田生涯学習課長】

中央公民館は解体しているが、公民館はほかにもあるので条例名は残る。

※他に質疑なく終了。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●続いて「第39号議案 四万十市総合文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について審査を行った。

【説明：戸田生涯学習課長】

四万十市総合文化センターの大ホールのお客席について、3階席と表示する計画であったお客席を、来場者に分かりやすいよう2階席と表示することとしたため、実情に合わせ所要の改正を行うもの。

※質疑なく終了。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●続いて「第42号議案 四万十市立文化センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例」について審査を行った。

【説明：戸田生涯学習課長】

令和6年3月31日で閉館する四万十市立文化センターにかかる同条例について、閉館により、その設置目的を失うことから廃止とするもの。

※質疑なく終了。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●続いて「第43号議案 四万十市文化施設建設基金条例を廃止する条例」について審査を行った。

【説明：戸田生涯学習課長】

文化複合施設整備の完了に合わせて廃止するもので、預金期間の満了日である令和6年5月31日の利息積み立て後に全額を取り崩すこととし、施行日を令和6年6月1日としている。

※質疑なく終了。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●続いて「第44号議案 四万十市文化複合施設整備検討委員会設置条例を廃止する条例」について審査を行った。

【説明：戸田生涯学習課長】

文化複合施設の整備検討や管理運営計画に関することについて協議する附属機関として設置していた、四万十市文化複合施設整備検討委員会について、同施設の整備検討や計画策定段階を終えたことに伴い本条例を廃止するもの。

※質疑なく終了。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、「第41号議案 四万十市学校基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例」について審査を行った。

【説明：山崎学校教育課長】

学校基金とは、主に市所有の山林、及び国と分収契約を締結し国有地へ植林している樹木を学校林と位置付け基金の財産として管理運用し、学校林の売却収入を校舎等の建設資金に充てるという目的で設置されたものであるが、木材価格の低迷等から、これまで学校林の木材が売却されることがなかったため、実際には運用実績がない基金となっていた。また、立地場所等の関係からも収益が見込めない状況にあることや、学校林の売却を行わなくても学校が建設できない状況にはないことから、設置当初の目的にかなわない状況になっていると判断し、廃止とするもの。

【質疑：上岡委員】

中村高校在職時に、生徒と一緒に木の伐採をしていた。中学校はなかったのか。

【答弁：山崎学校教育課長】

以前は、学校で少し学校林を管理してもらったり、山の学習に活用したりしたことは聞いているが、現在は学校から山が離れていることなどから、学校に管理をお願いすることは難しく、基金がなくても困らない状況である。

【質疑：大西委員】

学校林は返すことになるのか。

【答弁：山崎学校教育課長】

学校林には、大きく分けて2つある。土地も木も市、土地は国・木は市、の2つになる。土地も木も市所有のものについては、関係課と協議し、移管を進めていく予定である。土地は国・木は市のものについては、公売等で処分させていただいて費用の回収に当たるようなところで、収益の8割を市、2割は国という形で処分させていただくよう、今後進めていきたいと考えている。

※他に質疑なく終了。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、所管事項に関する報告事項として、「四万十市障害者プランの策定について」及び「四万十市自殺対策計画期間の見直しについて」、福祉事務所から報告を受けた。

【説明：渡辺福祉事務所長】

四万十市障害者プランについては、障害者総合支援法89条の3に基づき設置している、四万十市障害者自立支援協議会に意見を求め策定しており、現在、同協議会に諮った案のパブリックコメントを実施している。パブリックコメントの期限を令和6年3月21日としており、意見があれば、加除修正し、同協議会の会長と調整のうえ最終校正し市長決裁を受け、令和5年度内に計画を策定する予定としている。

四万十市自殺対策計画期間の見直しについては、実効性の確保や、健康推進課が策定する健康増進計画の見直し時期による調整等から、現行の計画期間の最終年度を、令和5年度から令和7年度に2年間延長するもの。令和6年度は、福祉事務所において、これまでの自殺対策にかかる取組の評価を行い、健康増進計画への編入を目的として、同計画に係る整理案の作成等を行う。

※質疑なく終了。

— 小休 —

○事務局より閉会後の懇親会について連絡。

— 正会 —

■委員長報告の作成は正副委員長に一任とし、委員会を終了した。